

閣議口頭了解事項

原子力関係閣僚会議の開催について

1. 開催主旨

責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、原子力政策に関する重要事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、原子力関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 出席者

内閣官房長官
経済産業大臣
文部科学大臣
環境大臣/内閣府特命担当大臣（原子力防災）
外務大臣
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

原子力委員会委員長
内閣官房副長官

内閣官房副長官補
資源エネルギー庁長官

3. その他

会議は、内閣官房長官が主宰する。

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。